

衛生だより



令和元年度第14号（7月）発行
北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel：0478-54-1291 Fax：54-5996
夜間・休日緊急（転送されます）
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

愛知県、岐阜県で豚コレラ発生(国内28,29例目)

【概要】

○国内28例目

発生農場：愛知県西尾市 飼養状況：1,014頭

6月28日 農場から飼養豚が異常を呈していると通報、愛知県が立入。

6月29日 精密検査で豚コレラの疑似患畜確認。

※ 発生農場に隣接し、糞便・堆肥運搬車両を共同で使用していた3農場及びそれらの農場から豚が移動していた3農場の飼養豚も豚コレラの疑似患畜とし、防疫措置を実施(疑似患畜合計:4戸7農場7,565頭)。

○国内29例目

発生農場：岐阜県恵那市 飼養状況：4,836頭

7月2日 農場から飼養豚が異常を呈していると通報、岐阜県が立入。

7月3日 精密検査で豚コレラの疑似患畜確認。



飼養衛生管理基準の再徹底を！！



拡大豚コレラ疫学調査チームによる現地調査結果では、飼養衛生管理基準のうち「人・車両等の出入り対策」「野生動物侵入防止対策」が不十分であったことが指摘されています。「日頃からきちんと衛生対策に取り組んでいるから大丈夫！」という農場においても、別添のリーフレットや下記ウェブサイトを参考に、再度の確認をお願いいたします。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html（農水省）

<http://jaccnet.zennoh.or.jp/boueki/index.html>（全農：消毒方法等）

◎PEDにも引き続き警戒を！！

群馬県でPEDが発生しています（東部地域の農場で哺乳豚の下痢及び死亡）。

県内では6月27日以降発生はありませんが、まだまだ注意は必要です。

引き続き消毒の徹底をお願いします！！

豚の様子がおかしいな、と思ったらすぐにご連絡ください。

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

毎月1日は
一斉消毒の日

1. 野生動物侵入防止対策

農場周囲における柵の設置



- イノシシ、キツネ、タヌキなど野生動物や人の侵入を防止する。
- 塀の設置が難しい場合も電柵とワイヤーメッシュを2重に設置することで効果が向上する。

畜舎周辺の除草や木の伐採



- 畜舎周辺及び農場周囲に除草や木の伐採による緩衝帯を設置する。
- 畜舎内外の整理・整頓・清掃に心がける。

畜舎における防鳥ネットの設置



- 畜舎の屋根や壁の破損は随時補修する。
- 畜舎開口部（出入口を含む）にネットを設置する
- 定期的に点検し、ネット等の破損箇所は速やかに補修する。

堆肥舎等における防鳥ネットの設置



- 堆肥舎や死豚豚保管場所は、食べ残し飼料等がカラスやタヌキなどの野生動物を誘引し、病原体が持ち込まれる可能性があるため、防鳥ネットやブルーシートをかぶせる。

2. 人・車両等の出入り対策

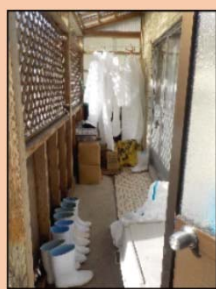
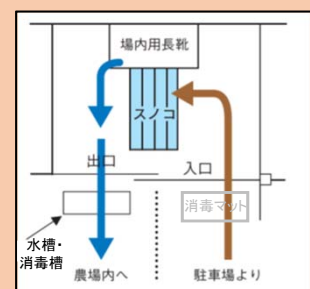
入退場車両の消毒設備



- 農場出入口は、動力噴霧器及びコンクリート盤等を設置する。
- 未舗装の場合は、車両の長さの約2倍ほどの消石灰帯を設置する。
- 消毒を実施しなければならない旨や動力噴霧器の使用方法を提示する。
- 飼料運搬車等の乗務員用に、農場専用の足置きマットを用意する。

※ 消毒場所は、車両から落下した泥等による二次汚染を防ぐため、舗装し側溝を整備することで、水はけを良くすることが望ましい。

衛生管理区域又は畜舎専用の衣服及び靴、手指消毒設備



- 衛生管理区域、畜舎専用それぞれの衣服及び靴を設置する。
- 出入口に長靴や手指の洗浄設備（水栓又は水槽、ブラシ）、踏込消毒槽及び手指消毒用のアルコールを設置する。
- 着替え・履き替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界帯（1m幅）を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とする。
- 場内専用の衣服や長靴は、こまめに消毒・洗浄し、清潔に保つ。

3. 豚舎外での病原体防除対策

～ ネズミやカラスなどの野生動物の糞により、衛生管理区域や水源も汚染している可能性 ～

- 豚の豚舎間の移動のためのケージ・リフトを用意する。困難な場合は、舗装し移動ルートに消石灰を十分に散布する。
- 飲用水等の水源に沢水やため池を用いる場合は、塩素等により適切な濃度で十分な時間、消毒できる設備を整備する。



【飼養衛生管理基準の詳細情報は、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。】

文責：農林水産省

飼養衛生管理基準（日々の作業における注意事項）

ソフト

1. 車両からの伝播防止

—消毒方法—



衛生管理区域の出入口では、外来者にも徹底させる

- ① 車全体を消毒した後、タイヤ、タイヤハウス、車体下部を重点的に洗浄・消毒する。（車両を少し移動させ、タイヤ全体を消毒する。発砲消毒なら持続効果が長い。）
- ② 乗降用のステップやペダル、ハンドルをアルコールスプレーで消毒する。
- ③ 乗務員が衛生管理区域内で乗降する場合は、着替え・履き替えに併せ、区域内専用の足置きマットを車内に設置する。

※ と畜場への出荷に使用した車両は、農場外で洗浄・消毒し、一晩外に置いてから場内に戻す。

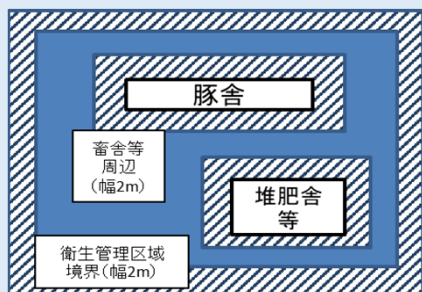
2. 人による持込防止 衛生管理区域内外と畜舎内外で2重に境界を設定する



- 衛生管理区域、畜舎それぞれ専用の衣服及び靴に着替える。
- 畜舎出入口では、長靴を洗浄した上で踏み込み消毒を行う。
- 手指の洗浄・消毒、又は専用手袋を着用する。
- 分娩舎は、豚に触ることが多いので、手袋を着用する場合でも、手洗いを入念に行う。
- と畜場や化製場から戻ってきた者は、直接農場に戻らず、場外でシャワーを浴びてから農場に入る。

※ 消毒効果を得るには、事前に泥などの有機物を洗い流すことが必要です。

3. 畜舎周囲・農場外縁部の石灰散布



- 畜舎周囲と農場外縁部（出入口の外周を含む）は2m以上の幅で地面が白く覆われるよう定期的に石灰を散布する。
- 散布量の目安は、1㎡当たり0.5～1.0kg（2m幅の場合、1袋で約15m）。
- 繰り返し雨や水に濡れてしまうと、消毒効果がなくなる。
- 消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋を着用して散布する。
- 併せて、殺鼠剤及び殺虫剤の散布によるネズミ、昆虫等の駆除を行う。

4. 飼養管理作業の注意点

—資材の受入—

- 資材の納品はできるだけ、衛生管理区域の外で受け取り、区域内に持ち込む際に消毒する。

—こぼれ餌の清掃—

- 野生動物を誘引しウイルスが持ち込まれる可能性があるため、こぼれ餌をこまめに回収する。
- タンクの下など飼料保管場所に消石灰をまいたり柵を設置することも野生動物の忌避効果がある。

—出荷や堆肥の搬出—

- 出荷や堆肥の搬出のため、豚舎内に重機を持ち込む際は、作業の前後に重機や豚舎搬出口付近のスペースを消毒する。
- 搬出口を開放する時間をできるだけ短縮し、戸締りを励行する。

—死亡豚の処理—

- 死亡豚や胎盤は、回収するまで囲い等により野生動物の接触を防止する。
- 業者へ引き渡す際の一時保管庫は、衛生管理区域境界に置き、レンダリング業者にて適正に処理する。

※ 各作業はマニュアルを作り、外部業者も含めて全ての作業従事者が励行する体制を確保する。

